

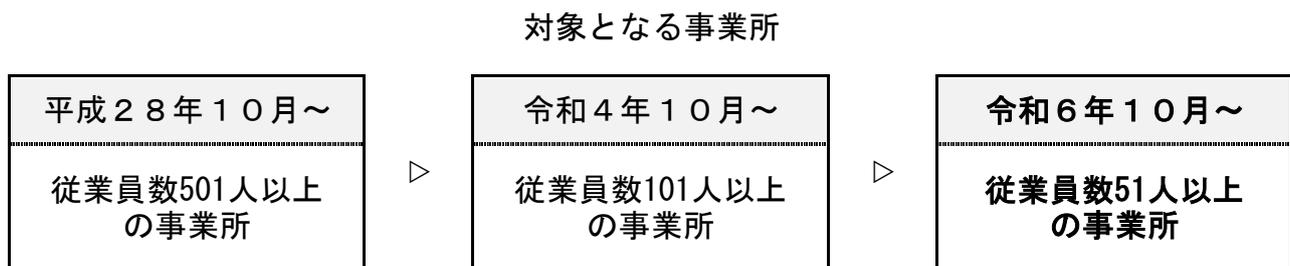
令和6年8月

事業主のみなさんへ

西日本パッケージング健康保険組合

法律改正のお知らせ

令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大に向けて必要な準備をお願いします。



令和6年10月から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、被保険者数が常時51人以上の事業所に拡大されます。「特定適用事業所」に勤務する短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となることから、新たに特定適用事業所に該当する事業所は、届書の準備、社内周知・従業員への説明等必要な準備をお進め下さい。

○ 被保険者数が51人以上の事業所とは、厚生年金保険の被保険者の総数が、1年のうち6ヶ月以上51人以上となることが見込まれる事業所のことです。

加入対象（短時間労働者）の要件

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上※ |
| <input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある | <input type="checkbox"/> 学生ではない |

※ 基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与等は含みません。

※ 詳細は厚生労働省ホームページ内『社会保険適用拡大特設サイト』をご確認下さい。